

奈良市道路占用料に関する条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき	<u>800円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき	<u>940円</u>
	第二種電柱	1年	<u>1,200円</u>		第二種電柱	1年	<u>1,400円</u>
	第三種電柱		<u>1,700円</u>		第三種電柱		<u>2,000円</u>
	第一種電話柱		<u>710円</u>		第一種電話柱		<u>840円</u>
	第二種電話柱		<u>1,100円</u>		第二種電話柱		<u>1,300円</u>
	第三種電話柱		<u>1,600円</u>		第三種電話柱		<u>1,800円</u>
	その他の柱類		<u>71円</u>		その他の柱類		<u>84円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき	<u>7円</u>			共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類	1年	<u>4円</u>		地下に設ける電線その他の線類	1年	<u>5円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>700円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>820円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>430円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>500円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>1,400円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>1,700円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>600円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>710円</u>
	広告塔	表示面積1	<u>4,800円</u>		広告塔	表示面積1	<u>5,400円</u>

現行				改正案			
		平方メートルにつき1年				平方メートルにつき1年	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,700円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	35円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		50円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		76円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		150円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		200円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		300円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		350円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		430円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		500円
	外径が1メートル以上のもの		860円		外径が1メートル以上のもの		1,000円
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲		占有面積1		1,400円		法第32条第1項第3号及び第4号に掲

現行				改正案					
掲げる施設 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの	平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			2,400円	上空に設ける通路			2,700円	
	地下に設ける通路			1,500円	地下に設ける通路			1,600円	
その他のもの			1,400円	その他のもの			1,700円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	48円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	54円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	480円		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	540円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480円	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	540円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400円

現行				改正案						
	標識		1本につき 1年		1,100円					
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につき 1日		48円	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの			
			その他のも の	1本につき 1月				480円	その他のも の	1本につき 1月
	幕（令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1 平方メート ルにつき1 日		48円	幕（令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの			
			その他のも の	その面積1 平方メート ルにつき1 月				480円	その他のも の	その面積1 平方メート ルにつき1 月
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき 1月		4,800円	アーチ	車道を横断 するもの			
			その他のも の					2,400円	その他のも の	
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1 平方メート ルにつき1 月		480円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1 平方メート ルにつき1 月		540円
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設				140円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設				170円

現行				改正案							
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額		トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額			
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額				上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額				地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額					階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額					階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.026を乗じて得た額					
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.012を乗じて得た額		令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額			その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額			
その他前各項により難い占用物件			前各項に準じて市長が定める額		その他前各項により難い占用物件			前各項に準じて市長が定める額			

備考

- 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

備考

- 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

現行	改正案
<p>2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。</p> <p>6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。</p> <p>8 占用料の額が日額で定められている占有物件に係る占有の期間が1日未満であるとき、又はその期間に1日未満の端数があるときは1日として計算する。</p> <p>9 占有の期間が1月未満であるときの占用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>10 占有物件1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。</p>	<p>2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。</p> <p>6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。</p> <p>8 占用料の額が日額で定められている占有物件に係る占有の期間が1日未満であるとき、又はその期間に1日未満の端数があるときは1日として計算する。</p> <p>9 占有の期間が1月未満であるときの占用料の額は、この表の規定により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>10 占有物件1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。</p>

現行	改正案
11 占有物件1件の占有料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。	11 占有物件1件の占有料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。